令和８年（フ）第２０３号
青森市自由ケ丘２丁目12番地15
債務者　柳谷　民江
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０９号
青森市佃１丁目14番９号　ＳＴハイツ101号
債務者　鹿内真由美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
山口県周南市野村１丁目11番８号
債務者　田中喜美江
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１４号
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第５地割３番地１
破産者　圃田　広補
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第２５号
福岡市南区曰佐３丁目33番１号
破産者　酒井　基美
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３６７号
福岡市早良区有田４丁目16番21号、開始決定時の住所福岡市早良区田村４丁目27番３－103号　さらハイツ
破産者　ワイソング竜一アイザック
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４５８号
福岡市博多区麦野４丁目６番13－101号　シャトレ麦野
破産者　永田美装こと　永田　浩輔
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５３５号
福岡市南区長丘２丁目５番８－305号　Ｌ’Ａｖａｎｔ
破産者　石本　洋士
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６８４号
福岡県太宰府市観世音寺５丁目１番13号
破産者　王丸　　宰
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７２６号
福岡市博多区新和町２丁目２番41－103号　ティーガ新和町
破産者　戸田あすか
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７４５号
福岡県大野城市白木原４丁目11番７号　メモリー第２白木原101号、前住所福岡県筑紫野市紫２丁目１番６－202号
破産者　寺内　公美
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７６５号
福岡市博多区御供所町４番３－311号　エンクレスト御供所
破産者　織方由紀子
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７９１号
福岡市中央区清川１丁目５番13－914号　ロイヤルコンフォート渡辺通252
破産者　高木　慎也
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８４２号
福岡県春日市昇町５丁目188番地　Ｋ・フラッツ403号
破産者　柚木脇正道（旧姓馬場）
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４１２号
福岡県朝倉市甘木1990番地１　ＫＡＬＯＴ　ＬＥＡＦ　Ａ109号
破産者　脳若ステーションあさくらこと　高山しづみ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８９８号
福岡市南区柳河内２丁目11番46号
破産者　多々良正孝
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第９２号
福岡市博多区博多駅東２丁目９番25号　アバンダント84　809号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区住吉３丁目９番１－612号　カワイアーバンビル
破産者　渡辺　康博
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部